消 防 消 第　２５８　号
令 和 ３ 年 ６ 月 ３０ 日

各都道府県消防防災主管部長　　殿

消防庁消防・救急課長
（ 公 印 省 略 ）

令和２年度における消防職員委員会の運営状況及び令和３年度
における消防職員委員会の運営に関する留意事項について（通知）

消防職員委員会（以下「委員会」という。）については、平成８年に制度を施行し、平成 17 年及び平成 30 年に制度改正を行い、委員会制度の円滑な運用と定着を図ったところです。

消防庁においては、毎年度、委員会の運営状況調査を実施しているところですが、このたび令和２年度における委員会運営状況の調査結果を取りまとめましたので、別添１のとおりお知らせします。

また、今回の調査結果を踏まえて、委員会制度の運営をより一層円滑にするため、留意事項を下記のとおり通知いたします。貴職におかれましては、委員会制度の運営に遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して下記留意事項を周知徹底されるようお願いします。

併せて、別途、今年度も「消防職員委員会パンフレット」を全消防職員に配布しますので、当該パンフレットを活用し、委員会のより円滑な運営と定着を図るよう周知してください。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　委員長の任期に関する事項

委員長の任期は、１年とすること。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とすること。

委員長は、これを再任することができること。

2　委員の指名に関する事項

委員の半数は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき消防長が指名することとされていること。

職員による委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員の話合いにより行うものであること。

職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

3　委員の任期に関する事項

委員の任期は１年とし、再任することができるが、任期が引き続き２期を超えることとなる場合は、この限りではないこと。

ただし、小規模な消防本部等で人員が限られており、その職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のため当該職員が引き続き２期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には在任できるが、この場合において職員からの推薦に基づく指名委員については、対象とならないものであること。

4　委員会の会議の開催に関する事項

（１）　委員会の会議の開催時期については、次年度の予算編成を勘案し、毎年度前半に１回開催することを常例とすること。それ以外は、必要に応じて開催すること。

（２）　会議の開催にあたっては、消防職員の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知すること。

（３）　意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、委員会の庶務を担当する部課からの各種報告事項等を議題として開催すること。

5　意見の提出に関する事項

（１）　意見提出のための期間は、消防本部の規模等にもよるが、一つの目安として、少なくとも 30 日間程度確保することが適当と考えられること。

（２）　意見については、法律で定める項目に該当するものであれば幅広く提出できるものであり、職員が意見を出しやすい環境づくりに努めること。例

えば、以下に掲げる事項について提出することができるものであり、その旨職員に再周知すること。

① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること
（例）
- 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇
- 昇任及び懲戒等の基準
- 労働に関する安全、衛生及び災害補償
- 職場環境、レクリエーション　等

② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること
（例）
- 制服、制帽、活動服、防火衣、保安帽、靴等
- 空気呼吸器、携帯無線機　等

③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること
（例）
- 消防庁舎、訓練施設、防火水槽、消火栓等
- 消防車両、消防用資機材　等

（３）　提出意見は制度の趣旨に照らし、できるだけ広く審議事項とすることが望ましく、法律に定める審議事項とならないことが明らかなものに限り審議対象外とすること。また、判断に迷う場合は、意見取りまとめ者等に意見の趣旨を確認するなど、意見提出者の意向を十分に汲み取るように注意すること。

なお、ハラスメントの相談や個人の人事についての不満などの個別具体の事案については、委員会の審議対象外であるが、ハラスメント等への一般的な対応策については審議対象であるので、委員会において意見が提出された場合には、積極的に審議すること。

（４）　提出意見が審議事項に該当するかどうかは、消防長ではなく、委員会の会務を総理し、会議を主宰する委員長が判断すること。通常は委員会の庶務を担当する部課において判断して差し支えないこと。

（５）　委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者の「双方」に対し、「会議を開く日までに」当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。）を通知すること。

なお、意見提出者への通知に当たっては、意見取りまとめ者を経由して意見を提出し、かつ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の氏名を匿名にする場合には、意見取りまとめ者のみに対して通知し、意見提出者には意見取りまとめ者からその内容を伝達するなど、意見提出者の氏名が何人にも知られることのないよう配慮

すること。

（６）　一度提出して審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えないこと。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義のあることと考えるべきであること。

（７）　委員会審議に当たっては、意見提出者の氏名は明らかにしないこととする取扱いが適当であるとしていること、意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の希望で匿名を選択できるようにしたことから、意見提出者と直接のやりとりをする意見取りまとめ者及び委員会の庶務を担当する部課の職員にあっては、意見提出者の氏名及びその特定につながる情報を何人にも漏らさぬようにすること。

６　職員への通知及び周知に関する事項

委員会の公正性及び透明性をより向上させる趣旨から、委員会として、

- 意見提出者及び意見取りまとめ者の双方に対し、当該意見の委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、
- 消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知すること。

なお、意見提出者への通知に当たっては、意見取りまとめ者を経由して意見を提出し、かつ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の氏名を匿名にする場合には、意見取りまとめ者のみに対して通知し、意見提出者には意見取りまとめ者からその内容を伝達するなど、意見提出者の氏名が何人にも知られることのないよう配慮すること。

また、審議概要については、審議の内容をできる限りの透明性をもって周知する観点から、審議結果だけではなく、審議した意見の内容や当該意見に関して委員から出された主な意見を併せて記載するものとすること。

周知の方法については、各消防本部の実情に応じて、掲示、回覧、書面の配布等、適宜の方法によって差し支えないこと。

７　意見取りまとめ者に関する事項

意見取りまとめ者については、委員会をより効果的かつ円滑に運営するという趣旨から創設されたことに鑑み、更なる活用を図られたいこと。

この趣旨から、職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を経由して委員会へ提出されることが望ましいものであること。

意見取りまとめ者は、消防職員の推薦に基づき消防長が指名することとされてい

ること。

職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦する例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

また、意見取りまとめ者は、委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関する意見を述べることができるものとされているが、この意見とは、意見の募集方法に関する意見、意見を提出しやすい環境づくりについての意見、委員会の開催時期や開催に係る周知についての意見、審議概要の周知方法についての意見などであること。

8　消防長の処置等に関する事項

（1）　消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。

（2）　消防長は、全職員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を周知すること。

（3）　周知に当たっては、処置した場合のみならず、処置しなかった場合についても、その理由や進行状況も付して行うのが望ましいこと。

9　運営上の留意事項に関する事項

消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと。

10　規則の改正、職員への周知に関する事項

平成 30 年９月に消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部が改正されたことに伴い、別添２「市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）等について（通知)」(平成 30 年９月６日付け消防消第 243 号消防庁消防・救急課通知）のとおり、当該改正を踏まえた「市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例)」及び一部改正規則（例）を示しており、規則の改正等必要な対応をするとともに、職員に適切に周知すること。

消防庁消防・救急課
職員第二係　永峯・矢野
TEL：03-5253-7522
FAX：03-5253-7532
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

別添1

令和2年度消防職員委員会運営状況調査の結果

（令和3年3月31日現在）

調査対象消防本部数	726本部

1 開催状況

区　　分	消防本部数	構成比
開　　催	726	100.0%
未開催	0	0.0%

2 開催時期

区　　分	消防本部数	構成比(開催本部数726に対する)
年度前半	678	93.4%
年度後半	48	6.6%

3 委員の構成

区　　分	職員数	構成比(全委員数7,123に対する)
管理職員の数	595	8.4%
非管理職員の数	6,528	91.6%

4 意見取りまとめ者の構成

区　　分	職員数	構成比(全意見取りまとめ者数3,183に対する)
管理職員の数	357	11.2%
非管理職員の数	2,826	88.8%

5 職員への通知及び周知

区　　分	消防本部数	構成比(開催本部数726に対する)
①、②及び③をすべて実施	705	97.1%

備考

①（委員会は）意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、審議結果及びその理由を通知している。

②（委員会は）消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知している。

③（消防長は）消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置結果を周知している。

6 意見取りまとめ者を経由

区　　分	意見数	構成比(審議数5,285に対する)
意見取りまとめ者を経由して提出された意見のうち、委員会で審議された意見	4,752	89.9%

7 審議状況と処置結果

（1）委員会の審議結果

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が適当	諸課題を検討	実施は困難	現行どおり	その他
勤務条件・厚生福利	2,257	792	723	129	551	62
	42.7%	15.0%	13.7%	2.4%	10.4%	1.2%
被服・装備品	1,681	574	536	63	485	23
	31.8%	10.9%	10.1%	1.2%	9.2%	0.4%
機械器具・その他の施設等	1,347	399	331	43	398	176
	25.5%	7.5%	6.3%	0.8%	7.5%	3.3%
計	5,285	1,765	1,590	235	1,434	261
	100%	33.4%	30.1%	4.4%	27.1%	4.9%

（2）審議結果に対する消防長の処置結果

消防長の処置結果 / 委員会の審議結果	実施を決定	実施に向けて検討	諸課題を検討	実施は困難	対応を未決定	計
実施が適当	874	446	280	161	4	1,765
	16.5%	8.4%	5.3%	3.0%	0.1%	33.4%
諸課題を検討	100	230	962	286	12	1,590
	1.9%	4.4%	18.2%	5.4%	0.2%	30.1%
実施は困難	5	1	28	199	2	235
	0.1%	0.0%	0.5%	3.8%	0.0%	4.4%
現行どおり	17	17	56	1,329	15	1,434
	0.3%	0.3%	1.1%	25.1%	0.3%	27.1%
その他	185	14	21	31	10	261
	3.5%	0.3%	0.4%	0.6%	0.2%	4.9%
計	1,181	708	1,347	2,006	43	5,285
	22.3%	13.4%	25.5%	38.0%	0.8%	100%

8 令和元年度に審議された意見の実現状況

（令和3年3月31日現在）

（1）審議総件数に対する実施状況

審議総件数	既に実施された件数	割　合
5,201	1,060	20.4%

（2）実施に至った件数の内訳

区分	1ア	1イ	1ウ	1エ	2	3	合計
件数	95	68	238	145	491	502	1539
割合	6.2%	4.4%	15.5%	9.4%	31.9%	32.6%	100.0%

区分は、以下のとおり、消防組織法17条第1項各号に対応するもの

1　消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること

ア　給与関係

イ　勤務時間関係

ウ　ア、イ以外の勤務条件関係

エ　厚生福利に関すること

2　消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること

3　消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

（3）委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

「実施が適当」とされた意見数	既に実施された件数	割　合
1,635	950	58.1%

9 令和2年度中に実施した主な意見

（1） 勤務条件等に関すること

・ 全職員を対象としたハラスメント研修会の実施
・ 寝具リースの導入
・ 居住地制限の緩和
・ 免許取得費用の助成　　等

（2） 被服及び装備品に関すること

・ マタニティウェアの導入
・ 防火フードの個人貸与
・ 冷却ベストの導入
・ 救急隊員用感染防止グラスの配備　　等

（3） 消防の用に供する設備、機械器具等に関すること

・ 消防庁舎へのAEDの配置
・ 暑さ指数（WBGT）測定器の配置
・ トイレの洋式化・温水洗浄便座化　　等

10 各年度の開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
平成8年度	926 本部	792 本部	85.5%
9年度	923 本部	711 本部	77.0%
10年度	917 本部	700 本部	76.3%
11年度	911 本部	654 本部	71.8%
12年度	906 本部	665 本部	73.4%
13年度	902 本部	644 本部	71.4%
14年度	900 本部	733 本部	81.4%
15年度	886 本部	886 本部	100.0%
16年度	863 本部	860 本部	99.7%
17年度	814 本部	812 本部	99.8%
18年度	811 本部	808 本部	99.6%
19年度	807 本部	802 本部	99.4%
20年度	806 本部	804 本部	99.8%
21年度	803 本部	801 本部	99.8%
22年度	802 本部	796 本部	99.3%
23年度	798 本部	791 本部	99.1%
24年度	784 本部	780 本部	99.5%
25年度	767 本部	764 本部	99.6%
26年度	751 本部	750 本部	99.9%
27年度	749 本部	749 本部	100.0%
28年度	733 本部	733 本部	100.0%
29年度	732 本部	732 本部	100.0%
30年度	728 本部	728 本部	100.0%
令和元年度	726 本部	726 本部	100.0%
令和2年度	726 本部	726 本部	100.0%

11 各年度の審議件数及び審議結果

区 分	審議件数	審議結果の区分				
		実施が適当	諸課題を検討	実施は困難	現行どおり	その他
平成 8年度	8,765	3,560	2,931	684	1,590	
		40.6%	33.4%	7.8%	18.1%	
9年度	5,856	2,354	1,839	495	1,168	
		40.2%	31.4%	8.5%	19.9%	
10年度	5,447	2,196	1,765	329	1,157	
		40.3%	32.4%	6.0%	21.2%	
11年度	5,026	1,995	1,472	256	1,114	189
		39.7%	29.3%	5.1%	22.2%	3.8%
12年度	5,031	2,014	1,438	269	1,125	185
		40.0%	28.6%	5.3%	22.4%	3.7%
13年度	4,912	2,052	1,384	251	1,047	178
		41.8%	28.2%	5.1%	21.3%	3.6%
14年度	4,867	2,043	1,315	248	1,026	235
		42.0%	27.0%	5.1%	21.1%	4.8%
15年度	5,590	2,495	1,412	241	1,177	265
		44.6%	25.3%	4.3%	21.1%	4.7%
16年度	4,919	1,978	1,315	229	1,143	254
		40.2%	26.7%	4.7%	23.2%	5.2%
17年度	5,354	2,236	1,347	245	1,244	282
		41.8%	25.2%	4.6%	23.2%	5.3%
18年度	5,036	2,171	1,398	171	1,063	233
		43.1%	27.8%	3.4%	21.1%	4.6%
19年度	5,312	2,177	1,505	227	1,151	252
		41.0%	28.3%	4.3%	21.7%	4.7%
20年度	5,008	1,888	1,397	217	1,210	296
		37.7%	27.9%	4.3%	24.2%	5.9%
21年度	5,149	2,067	1,374	217	1,238	253
		40.1%	26.7%	4.2%	24.0%	4.9%
22年度	4,971	1,836	1,371	229	1,209	326
		36.9%	27.6%	4.6%	24.3%	6.6%
23年度	5,253	2,050	1,422	169	1,319	293
		39.0%	27.1%	3.2%	25.1%	5.6%
24年度	5,067	1,913	1,320	184	1,303	347
		37.8%	26.1%	3.6%	25.7%	6.8%
25年度	5,026	1,805	1,382	195	1,215	429
		35.9%	27.5%	3.9%	24.2%	8.5%
26年度	5,081	1,760	1,403	226	1,390	302
		34.6%	27.6%	4.4%	27.4%	5.9%
27年度	5,025	1,766	1,346	154	1,449	310
		35.1%	26.8%	3.1%	28.8%	6.2%
28年度	4,901	1,677	1,430	177	1,315	302
		34.2%	29.2%	3.6%	26.8%	6.2%
29年度	4,999	1,663	1,429	197	1,422	288
		33.3%	28.6%	3.9%	28.4%	5.8%
30年度	4,918	1,548	1,504	207	1,392	267
		31.5%	30.6%	4.2%	28.3%	5.4%
令和元年度	5,201	1,635	1,586	230	1,506	244
		31.4%	30.5%	4.4%	29.0%	4.7%
令和2年度	5,285	1,765	1,590	235	1,434	261
		33.4%	30.1%	4.4%	27.1%	4.9%
累 計	131,999	50,644	37,675	6,282	31,407	5,991
		38.4%	28.5%	4.8%	23.8%	4.5%

＊審議結果のうち、「その他」については平成１１年度より設定

別 添 2

消 防 消 第 243 号
平成 30 年 9 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁消防・救急課長

市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）等について（通知）

平成 30 年消防庁告示第 17 号をもって消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成８年消防庁告示第５号）の一部が改正されたことに伴い、市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）（以下「規則（例）」という。）について、別添１のとおり定めることとしましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に御留意いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　規則（例）について、別添１のとおり定めることとすること。

２　今般の告示改正に伴い、「市（町・村）消防本部職員委員会に関する規則（例）等について（平成 17 年５月 30 日付け消防消第 118 号消防庁消防課長通知）」における別添１を改正する場合の一部改正規則（例）を、別添２のとおり添付すること。

別添１

○○市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）

（目的）

第一条　この規則は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第十七条第三項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第十七条第四項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（消防長に準ずる職）

第二条　法第十七条第三項の規則で定める消防長に準ずる職は、○○とする。

（委員長）

第三条　委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する。

２　委員長の任期は、一年とするものとする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

３　委員長は、これを再任することができるものとする。

（委員の定数）

第四条　委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに、それぞ

れ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は〇人とする。

一　〇〇　〇人

二　〇〇　〇人

三　〇〇　〇人

四　〇〇　〇人

（委員の指名）

第五条　消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

２　委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

（委員の任期）

第六条　委員の任期は、一年とする。ただし、委員に欠員を生じたときは新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き二期を超えることとなる場合は、この限りでない。

3　委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き二期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし書の規定は適用しない。

（意見取りまとめ者）

第七条　消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

2　意見取りまとめ者の定数は、○人とするものとする。

3　意見取りまとめ者の任期は、二年とするものとする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

4　意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き二期を超えることとなる場合は、この限りでない。

（消防職員の意見の提出）

第八条　消防職員は、法第十七条第一項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意見を提出することがで

きるものとする。

２　意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることができるものとする。

（委員会の会議及び議事等）

第九条　委員会の会議は、毎年度の前半に一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。

２　委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第一項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

３　前項の場合において、委員に対し、会議を開く日の二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。）をそれぞれ通知するものとする。

４　委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議するものとする。

５　委員会の会議は、委員の総定数の三分の二以上の者が出席しなければ開くことができず、その議

事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

6　委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な措置をとることができるものとする。

（委員会の意見）

第十条　委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

（委員会の審議の結果等の周知）

第十一条　委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

（運営上の留意事項）

第十二条　消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

（庶務）

第十三条　委員会の庶務は、〇〇において処理する。

（雑則）

第十四条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

附　則

１　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、第三条第二項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して一年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。

別記様式

意　　見　　書

<table>
<tr><td>提出者所属名</td><td>意見提出日　　年　月　日</td><td rowspan="3">※2
整理番号</td></tr>
<tr><td>提出者職氏名</td><td>※1
意見取りまとめ者受付　　年　月　日</td></tr>
<tr><td>※1
意見取りまとめ者氏名</td><td>※2
受　　付　　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">（意見取りまとめ者を経由する場合）意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い
記名　・　匿名</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">○○市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定により、意見を提出します。</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>区　　分</td><td>1　消防職員の勤務条件及び厚生福利
2　消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品
3　消防の用に供する設備、機械器具その他の施設</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td></td></tr>
<tr><td>意見の内容</td><td></td></tr>
</table>

※１欄は意見取りまとめ者が記入し、※２欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。

別添２

○○市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（例）

○○市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条の五第三項」を「第十七条第三項」に、「第十四条の五第四項」を「第十七条第四項」に改める。

第二条中「第十四条の五第三項」を「第十七条第三項」に改める。

第三条に次の二項を加える。

２　委員長の任期は一年とするものとする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

３　委員長は、これを再任することができるものとする。

第八条中「第十四条の五第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改める。

第九条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この」を「前項の」に、「取扱い」を「取扱い（審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。）」に改め、同項を第三項とし、第九条第一項の次に次の一項を加える。

２　委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第一項

の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（運営上の留意事項）

第十二条　消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式

意　　見　　書

提出者所属名	意見提出日　　年　月　日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付　　年　月　日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受　　付　　年　月　日	
（意見取りまとめ者を経由する場合）意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名　・　匿名		

○○市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定により、意見を提出します。	
件　　名	
区　　分	1　消防職員の勤務条件及び厚生福利 2　消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3　消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現　　状	
意見の内容	

※１欄は意見取りまとめ者が記入し、※２欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。

附　則

１　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、この規則による改正後の第三条第二項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して一年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。

市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（例）新旧対照条文

○○市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
（目的） 第一条　この規則は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第十七条第三項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第十七条第四項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。 （消防長に準ずる職） 第二条　法第十七条第三項の規則で定める消防長に準ずる職は、○○とする。 （委員長） 第三条　（略） 2　委員長の任期は一年とするものとする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。 3　委員長は、これを再任することができるものとする。 （消防職員の意見の提出） 第八条　消防職員は、法第十七条第一項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただ	（目的） 第一条　この規則は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第十四条の五第三項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第十四条の五第四項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。 （消防長に準ずる職） 第二条　法第十四条の五第三項の規則で定める消防長に準ずる職は、○○とする。 （委員長） 第三条　（略） （消防職員の意見の提出） 第八条　消防職員は、法第十四条の五第一項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。

し、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

（委員会の会議及び議事等）

第九条　（略）

2　委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第一項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

3　前項の場合において、委員に対し、会議を開く二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。）をそれぞれ通知するものとする。

4～6　（略）

（運営上の留意事項）

第十二条　消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

（委員会の会議及び議事等）

第九条　（略）

2　委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、委員に対し、会議を開く二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。

3～5　（略）

（庶務）
第十三条　委員会の庶務は、〇〇において処理する。

（雑則）
第十四条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

（庶務）
第十二条　委員会の庶務は、〇〇において処理する。

（雑則）
第十三条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

別記様式

意　　見　　書

提出者所属名	意見提出日　　年　月　日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付　　年　月　日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受　　付　　年　月　日	
（意見取りまとめ者を経由する場合）意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名　・　匿名		

○○市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定により、意見を提出します。

件　　名	
区　　分	1　消防職員の勤務条件及び厚生福利 2　消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3　消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現　　状	
意見の内容	

※１欄は意見取りまとめ者が記入し、※２欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。

別記様式

意　　見　　書

提出者所属名	意見提出日　　年　月　日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付　　年　月　日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受　　付　　年　月　日	

○○市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定により、意見を提出します。

件　　名	
区　　分	1　消防職員の勤務条件及び厚生福利 2　消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3　消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現　　状	
意見の内容	

※１欄は意見取りまとめ者が記入し、※２欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。